

平成 20 年度環境技術実証事業検討会
VOC 処理技術（中小事業所向け VOC 処理技術）ワーキンググループ会合（第 1 回）
議事概要（案）

1. 日時：平成 20 年 5 月 13 日（火）10:00 ～ 12:00
2. 場所：航空会館 502 号室
3. 議題
 - (1) WG の設置について
 - (2) 実証試験要領の見直しについて
 - (3) 実証機関の公募・募集について
 - (4) 今後のスケジュールについて
 - (5) その他
4. 出席検討員：坂本和彦（座長）、岩崎好陽、尾形敦、土井潤一、中杉修身、保坂幸尚、本田城二
5. 配付資料
 - 資料 1 平成 19 年度環境技術実証モデル事業検討会 VOC 処理技術（中小事業所向け VOC 処理技術）ワーキンググループ会合（第 4 回）議事概要（案）
 - 資料 2 平成 20 年度環境技術実証事業検討会 VOC 処理技術（中小事業所向け VOC 処理技術）ワーキンググループ設置要綱（案）
 - 資料 3 平成 20 年度環境技術実証事業 VOC 処理技術実証試験要領（第 1 版）に向けた見直し
 - 資料 4 平成 20 年度環境技術実証事業 VOC 処理技術（中小事業所向け VOC 処理技術）実証試験要領（案）
 - 資料 5 VOC 処理技術（中小事業所向け VOC 処理技術）における実証機関選定の考え方について（案）
 - 資料 6 - 1 実証機関の募集における申請書類について（案）
 - 資料 6 - 2 実績実証機関継続申請書類について（案）
 - 資料 7 今後のスケジュール（案）
 - 参考資料 平成 20 年度環境技術実証事業実施要領
6. 議事

会議は公開で行われた。

 - (1) WG の設置について
 - ・ 資料 2 に基づいて、WG の設置要綱について説明。

【坂本座長】

・特に質問、意見等がなければ、WGの設置要綱を了承することとし、今後は設置要綱に沿って、議論を進めることとする。

(2) 実証試験要領の見直しについて

・資料3、4に基づいて、実証試験要領の見直しについて説明。

手数料の事前納付及び実証後の商品販売等を見据えた環境技術開発者の選定について

【中杉検討員】

・事前納付とすることで、受け入れの基盤は整うかと思うが、実証後にその製品が商業的に取り引きされる保証として経営基盤等を調べておく必要があるのではないか。NEDO等で行われている実証事業では、前年度等の経営基盤に関する資料について比較的詳細部分まで提出を求め、審査の対象としている。

【坂本座長】

・実証後の商品の販売等の基盤が整っているかについては、環境省をはじめ本事業を有意義な実証事業として推進してゆくに当たっては考慮に入れておくべきことである。他の分野では、特に試験要領においてその対応を行っているか。

【事務局】

・現実的な流れとして、実証機関が対象技術を審査する際に、確認を行っており、特に問題化はしていないため、試験要領の中での規定は特に行っていない。

【坂本座長】

・試験要領において、経営基盤に関する資料等について対象技術の審査・選定時の資料として規定するよりも、対象技術の審査を行う立場においては、経営基盤等について確認するという認識を持ち、留意して審査を行っていくという観点を持つことで対応したい。

追加実証項目の追加等について

【保坂検討員】

・実証項目については、追加実証項目を導入することでオプションとしての選択の幅を広げたり、手数料額を抑える観点が多く取り入れられているが、極端には環境技術開発者が共通実証項目だけでよいとした場合には、今までの多数の測定を行ってきた実証例とのアンバランスが生ずる可能性がある。また実証項目等については、実証機関との協議の上で手数料も含めた形で協議を行うこととなっているが、実証技術委員会等の重み（実証技術委員会の意見を重視し手数料項目の協議をする）などの仕組みについて、規

定をすべきではないか。

【岩崎検討員】

- ・ 委員会の実証項目に関する要望を 100%取り入れるということではなく、委員会での意見や要望を環境技術開発者には尊重していただく形を強調することが必要ではないか。環境技術開発者と実証機関との協議のみではなく、第三者の意見を尊重してもらうことが伝わる文言を加えるべきか。

【坂本座長】

- ・ 試験要領において厳密に規定すると委員会の負担が軽減するが、逆に試験要領での厳密な規定がないと委員会の負担が増大する可能性はある。しかしながら、一番の懸念である対象技術の応募について、門戸を広く開くという方向性の中では、試験要領に厳密に規定することは妥当でないと考えられる。

【尾形検討員】

- ・ 試験要領において厳密に規定することは、幅広く技術を募集するという観点では障壁となると考えられる。特に要領において規定するのではなく、実証委員会の判断でよいと考える。

【坂本座長】

- ・ 実証項目の追加等については、試験要領への加筆修正は特に行わず、委員会等で対応していく形をとる。

手数料額についての情報提供について

【保坂検討員】

- ・ 複数の実証機関がある場合、手数料額は同じ技術で同じ実証項目であったとしても異なってくるが、それには問題はないのか。

【坂本座長】

- ・ 桁違いに手数料額が異なってくることには問題があるものの、ある程度の範囲内であれば問題ないと考えられる。環境技術開発者の選択に任せてもいいと考える。

【土井検討員】

- ・ いずれにしても、環境技術開発者としても手数料額がどの程度のものかが分からなければ応募は難しいと考えられる。実証機関においては、公募段階において過去の実績等も踏まえ、何か情報提供をする必要があるのではないか。

【環境省】

- ・ 対象技術の公募時には、手数料額（申請者の負担額）について幅を持たせた形で、明示することとなっている。

【事務局】

- ・ 他分野においても、複数の実証機関における募集でも、形式的には同様の形で募集してもらう形をとっており、その際には、個々の実証機関において想定される手数料額を「〇〇～〇〇万円」等の記載方法で明示する形をとっている。

【坂本座長】

- ・ 実証機関が対象技術を募集する際には手数料額に関する情報を提供するという一方で、特に試験要領を変更する必要はないと考えられる。

回収方式の技術について

【中杉検討員】

- ・ 回収方式を主たる目的としている製品については、その回収によるVOCの個々の成分の再利用の可否についての評価を行うことが必須であると考えられ、それらが分かる文言にしたほうがいいのではないかと考える。

【土井検討員】

- ・ 再利用の可否については、最終的な利用目的に応じてユーザーが判断する要素でもある。性状、純度等の数値をそのまま表記するまでにとどめる考え方もある。

【中杉検討員】

- ・ 回収方式が目的である場合には、再利用の可否が主たる目的であり、それに対するなんらかの記述方法を規定する必要があると考える。

【坂本座長】

- ・ 回収方式の目的を明確にし、それに対応する表記をするよう、試験要領の文言を変更する必要があると考えられる。文案については事務局で精査し、後日、検討員及び環境省の承認を得ることとする。

その他

【中杉検討員】

- ・ 審査結果については原則非公開とあるが、対象技術が選定されても公表せず、年度の終

わりに報告書が突然公開されるのには、違和感を感じる。

【坂本座長】

- ・ 変更する文言を「審査経過」等とすることで、誤解を生まないように修正することとする。

【中杉検討員】

- ・ 試験要領の P3 において、「データ評価及び報告は、実証機関が実施する。」とあるが、報告だけでは、何の報告か等、意味が理解しにくい。

【坂本座長】

- ・ 「報告書の作成」などと、文言を適宜修正し対応することとする。
- ・ 試験要領の見直しについては、議論に挙げた意見について、基本的に試験要領のなかで厳密に規定するのではなく、その場に応じて対応することが望ましい。
- ・ 修正をすべきとなった点については、事務局で対応し、再度検討員に確認をとった上で、最終的には、座長一任ということで、座長、環境省、事務局で対応することとする。

(3) 実証機関の公募・募集について

- ・ 資料 5、資料 6 - 1、資料 6 - 2 に基づいて、実証機関の公募・選定について説明。

【中杉検討員】

- ・ 過去に実証機関としての実績のある機関において、人事異動等の変更がある場合には、変更箇所の書類を提出しなければならないのか。

【事務局】

- ・ 原則としては、変更箇所についての書類を提出していただく形である。

【坂本座長】

- ・ 手続きを可能な限り簡略化するという理念を考えると、実証機関としての事業運営自体に大きく影響を及ぼさない程度の若干の変更であれば、追加の書類は必要ないと考えられる。書類等を修正する必要はないが、この考え方で対応することとする。

(4) 今後のスケジュールについて

- ・ 資料 7 に基づき、今後のスケジュールについて説明

【中杉検討員】

- ・ 次回のWGでは、対象技術の募集についての議題があるため、実証機関として選定された機関にも参加してもらうことが望ましいと考える。

【土井検討員】

- ・ 対象技術の募集については、手数料体制を既に実施している他分野の資料も参考として提出してほしい。

【環境省】

- ・ そのような方向で対応を考える。

(5) その他

- ・ 本会合は、公開で行っており、資料及び会合の議事に関しては、後日公開することとする。
- ・ 本日の会合において修正することとなった試験要領については、事務局で修正を行ったものを、再度検討員に確認をとり、最終的には座長一任で環境省、事務局でとりまとめる。

以上